

陳情第91号	受理年月日	平成27年6月18日
付託委員会	保健病院委員会	
陳情者	若松区白山三丁目6番12号 梅本 邦子 他3名	
件名	子宮頸がん予防ワクチン副反応被害者に対する支援について	
要旨	<p>北九州市は、子宮頸がん予防ワクチン接種事業が国の「緊急総合経済対策」として定められたことに伴い、平成23年1月より市内に住む中学1年生から高校1年生の女子に対し、無償で子宮頸がん予防ワクチンが接種できるとし勧奨してきた。また、北九州市議会においても三度にわたり、国に対し子宮頸がん予防ワクチン接種を勧奨する意見書が提出された。その後、予防接種法改正により、国は平成25年4月から正式に子宮頸がん予防ワクチンを定期予防接種とした。</p> <p>しかし、副反応を訴える人が続出したことから、国は同年6月に子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的な勧奨を中止するよう都道府県を通じ各市町村に対し勧告を行った。北九州市ではこの間、5万件を超える接種を行い、現在、市内には副反応を訴える人が5名いる。</p> <p>副反応の症状には、頭痛や吐気、体中の痛み、異常なけん怠感、歩行障害、末しょう神経や免疫機能の異常などがあるが、その診断や治療が難しく、被害者の中には、複数の病院や遠方の病院を受診したり、症状に改善が見られず、学校に通えないなど日常生活に支障を来している人もいる。私自身、娘が遠方の病院を受診する際、仕事を休まなければならない、交通費や宿泊費がかかり、金銭的にも困窮している。</p> <p>残念ながら、国は未だ子宮頸がん予防ワクチン接種と副反応の因果関係について結論を出しておらず、被害者に対する救済措置を行っていない。</p> <p>横浜市では、平成26年6月より全国に先駆けて医療費等の一部助成を開始し、現在、10の自治体で独自の救済支援が始まった。</p>	

(続 く)

被害者の多くは10代の少女であり、ワクチン接種後の健康被害により登校や進学、就職することもできずに身体的にも精神的にも辛い日々を送っている。

北九州市においても、このような被害者やその家族の窮状を考慮し、国の制度が動き出すまでの間、被害者に対する医療費及び医療手当の助成をお願いしたい。